平成２４年（フ）第３７号
広島県府中市府中町123番地３
債務者　谷　　和成
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４４号
長崎県長崎市虹が丘町９番３号　草場アパート202、旧住所長崎県長崎市江の浦町２番14号
債務者　寺岡　吉光
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目28番地５　シャトー三條203号
債務者　那須　良三
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町２番23―405号
債務者　宇佐見光昭
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字実久75番地
債務者　奥野　利也
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５６号
秋田市将軍野東４丁目15番10号
債務者　飴屋　明子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０号
秋田市楢山本町３番６号　栄幸荘205
債務者　安田　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７号
山梨県北杜市長坂町富岡140番地３　県営団地２―301
債務者　阪本　俣男
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津2206番地４
債務者　渡邊　妙子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
岐阜市折立172番地
債務者　関口　素弘
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４７号
岐阜県関市栄町４丁目５番27―101号
債務者　間宮　直美
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６号
岐阜県高山市久々野町久々野2540番地50　市営住宅飛騨川団地Ｃ棟
債務者　小堺　武司
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
兵庫県伊丹市中野北３丁目６番６―203号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目20番26号
債務者　美坐　敏勝（旧姓下郡）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４号
愛媛県西条市喜多川189番地４
債務者　丹　　幸樹
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１５号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目５番30号　サンフォーレ松元101号、住民票上の住所高知県高知市神田776番地１　寿ハイツＡ棟103号
債務者　牧野　　章
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２１号
愛媛県四国中央市妻鳥町21番地レオパレス川之江中央112号、前住所徳島県三好郡東みよし町加茂1646番地５
債務者　松本　夢人（旧姓田岡）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２４号
愛媛県新居浜市港町11番30号
債務者　近藤　　淳
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所西条支部